

予定日より早い出産で育休は どうなる？ 育休開始日と手続きガイド

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年2月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

予定日より早い出産で育休はどうなる？育休開始日と手続きガイド

育休開始日の基本ルール

育児休業は、育児・介護休業法に基づき、原則「子が1歳に達する日の前日（1歳の誕生日の前々日）まで」の範囲で、労働者が申し出た期間取得できます。育休の開始日は、出産と密接に関係します。

区分	育休開始日の考え方
女性	原則、産後休業（8週）終了日の翌日
男性	原則、配偶者の出産日当日から取得可能
産後パパ育休	出生後8週間以内に最大4週間

予定日より早い出産で育休はどうなる？育休開始日と手続きガイド

出産予定日より早く生まれた場合は？

出産が予定日より早まった場合、実際の出産日が基準となり、育休開始日も前倒しされます。

区分	育休開始日の考え方
女性	産後休業は実際の出産日の翌日から開始
男性	実際の出産日当日から育休・産後パパ育休の取得が可能

考え方のポイント

- ・ 出産予定日が基準 → 実出産日が基準へと調整されます。
- ・ 申出書に記載した育休開始予定日は、実情に応じて変更が必要です。

予定日より早い出産で育休はどうなる？育休開始日と手続きガイド

育休期間や終了日への影響は？

育休開始日が早まっても、育休の終了日は原則変わりません。育休は「開始日」ではなく「終了日」が基準で決まります。

項目	取り扱い
育休開始日	実際の出産日に応じ前倒し
育休終了日	1歳に達する日の前日（1歳の誕生日の前々日）
取得可能日数	結果的に短くなる場合あり

予定日より早い出産で育休はどうなる？育休開始日と手続きガイド

会社への連絡・手続きチェックリスト

出産予定日より早く生まれた場合は、以下を順に確認・対応します。

出産の事実を会社へ連絡した	<input type="checkbox"/>
母子の健康状態をあわせて共有した	<input type="checkbox"/>
実際の出産日を正確に伝えた	<input type="checkbox"/>
育休開始日を実出産日に合わせて変更希望を伝えた	<input type="checkbox"/>
育児休業申出書の開始日・終了日の修正を確認した	<input type="checkbox"/>
会社指定の手続き方法・期限を確認した	<input type="checkbox"/>
出生を証明する書類の提出要否を確認した（例：出生届出済証明書、母子健康手帳の該当ページ写し）	<input type="checkbox"/>

育児・介護休業法上、出産日のズレによる育休開始日の変更は原則認められません。

円滑な人員調整・給付手続きのため、できるだけ早めの連絡が重要です。